

## 淀川水系猪名川圏域河川整備計画懇談会公開要領

### (目的)

第1条 この要領は、淀川水系猪名川圏域河川整備計画懇談会設置要綱第8条の規定に基づき、懇談会の情報公開に必要な事項を定めるものである。

### (懇談会の開催の周知)

第2条 懇談会の開催は、公開、非公開に関わらず、原則として懇談会開催日の1週間前までに、一定の方法により周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合は、速やかに周知するものとする。

2 周知の内容は、懇談会の名称、日時、場所、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

### (懇談会の公開)

第3条 懇談会は、原則として公開するものとする。ただし、懇談会が非公開と決定したときはこの限りではない。

### (議事録等の作成と公表)

第4条 懇談会開催毎に議事録を作成する。

2 議事録(発言者を特定しない)及び会議資料(以下「議事録等」という。)について、原則公開とするものとする。ただし、懇談会が非公開とする決定をしたものはこの限りではない。

### (公表方法)

第5条 懇談会の議事録等の公表方法は、以下のとおりとする。

- (1) 兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所において閲覧に供する。
- (2) 兵庫県阪神北県民局のホームページに掲載する。

### (傍聴)

第6条 懇談会の傍聴については、以下のとおりとする。

- (1) 傍聴の定員は、会場等の都合により、その都度定員を設定する。
- (2) 傍聴人の選定は、先着受付順とする。受付は、開始時間前に会場入口前で行うことを原則とする。
- (3) 傍聴人の発言は審議終了後に原則として認める。ただし、委員長が不許可とする判断をした場合はこの限りではない。
- (4) 懇談会の妨げになる物品を携帯している者、また、懇談会を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者は傍聴席に入ることができない。

( 5 ) 傍聴者がみだりに傍聴席を離れたり、懇談会の秩序を乱すおそれのある行為を行った場合は委員長が退場を命じる。

附 則

( 施行期日 )

この要領は平成 23 年 3 月 23 日から施行する。

( 要領の失効 )

この要領は、懇談会の解散とともにその効力を失う。